



㊤連絡会の様子 ㊦2期目の連絡会長就任となった中川稔徳御祓自治会長



22年度内子町自治会連絡会が5月17日、五十崎自治センター共生館ホールで開かれました。  
今年度は改選期であり、新しく就任した41自治会の自治会長、事務局長が初めて顔を合わせました。  
会では、町から主な施策などについて説明を行い、町と自治会が協力してまちづくりを進めていくことを改めて確認しました。  
また閉会後は懇親会が催さ

## 22・23年度自治会長および事務局長が初顔合わせ

### 内子町自治会連絡会

れ、地域間の親睦と交流が図られました。  
なお内子町連絡会の役職は次のとおりです。

- 会長 中川 稔徳さん (御祓自治会長)
- 副会長 門田 求さん (上川自治会長)
- 同 新本 芳敬さん (城廻自治会長)
- 監事 榊田 忠章さん (第五自治会長)
- 同 寺岡 博さん (大瀬自治会長)

## 持続可能な社会を次世代へ引き継ぐ取り組みを評価 日本の環境首都コンテスト



環境首都コンテスト全国ネットワークくらしを見つめる会内田代表㊦と稲本町長

持続可能な社会づくりの推進を目指して毎年開かれる「日本の環境首都コンテスト」(環境首都コンテスト)全国ネットワーク主催で、内子町が人口2万人未満の部門で第2位となり4月23日、その伝達式がありました。同コンテストでの受賞は、3年ぶり2回目です。また「町並みと環境保全で次世代を育成する国際交流」が、先進事例として特別表彰を受けました。  
同コンテストは、日本に環境首都を誕生させるこ

とを最大の目標とし、全国12の民間非営利団体がコンテスト形式で自治体の全施策に対する環境施策を調査し、そのポイントの高い自治体を表彰しています。  
内子町は、国際交流事業を通じて環境保全に関する海外の先進事例を学び、次世代に引き継いでいることが高く評価されました。  
稲本隆壽内子町長は、「町民や事業者との連携を深め、情報公開部門に力を入れてさらに上を目指したい」と語っていました。

## ■平成22・23年度自治会長・事務局長一覧 (敬称略)

自治会名	自治会長	事務局長
内子自治センター	六日市 大塚 生男	中野 章
	中央 松下 茂	藤本 博明
	八日市 岡田 文淑	九鬼 実
	畑中 山崎 昭市	宇都宮 彰
	廿日市 佐伯 惇之	宮岡 千代美
第五 榊田 忠章	佐伯 リエ	
内子東自治センター	立川 亀田 慶孝	白石 幸市
	城廻 新本 芳敬	久保 ヒロ子
	論田 藤岡 清一	中野 宣明
	河内 宮本 健一	大本 良一
	石畳 阿部 健雄	高石 一男
大瀬自治センター	長田 太田 利栄	忽那 喜伴
	大瀬 寺岡 博	中本 繁夫
	和田 吉野 博	稲田 進一
	川登 稲積 仁志	山本 哲昭
	程内 篠原 謙治	寺岡 弥佐吉
村前	宮岡 武久	有友 茂男
	池田 重岡 明	徳岡 和男

自治会名	氏名	氏名
五十崎自治センター	五十崎 龍王 竹本 裕	栗田 彦則
	五十崎 新町 菊池 憲夫	増田 利行
	五十崎 中央 久保 正一	沼井 泰三
	神南 宮本 未廣	山本 享
	平岡 沼井 勝弘	大森 陸雄
	東沖 寺谷 博幸	井口 勇
	西沖 大橋 明	山下 祐二
	柿原 大森 功	久保 一雄
	重松 西永 善矩	永見 浩徳
	宿福 中島 博幸	伊達 祥一
御祓 中川 稔徳	久保 茂	

自治会名	氏名	氏名
小田自治センター	上川 門田 求	井上 敏幸
	中川 谷本 功	中田 富恵
	本川 北沖 頼雄	宮内 和人
	平野 西岡 正	山岡 陽一
	小田 徳藤 榮一	西口 邦彦
	寺村 水口 盛壽	下成 茂治
	南山 河本 哲也	森岡 和之
	立石 池田 慎一	上岩 寛壽
	吉野川 池田 洋	久保本 宏志
	中田渡 和田 清光	上田 忠典
上田渡 福岡 弘志	武井 浩	
白杵 西本 晴彦	水田 誠	

## 22年度介護保険料をお知らせします

介護保険のサービスにかかる費用の20%は、65歳以上の皆さんの介護保険料によってまかなわれています。介護が必要になったときに安心して介護サービスが受けられるように、保険料は必ず納めましょう。

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	○高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ○生活保護の受給者など	27,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	27,000円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	40,600円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	54,100円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	67,600円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	81,100円

※介護従事者の処遇改善のための介護報酬改定(+3%)に伴って保険料は上昇していますが、その上昇分については国は、21年度は全額、22年度は半額負担しています。

### ◎保険料の納め方

保険料は65歳になった月(誕生日の前日が属する月)から納めます。納め方は特別徴収と普通徴収に分かれています。

#### ①特別徴収

年金額が18万円以上の人は、偶数月に支払われる年金から2カ月分の保険料が差し引かれます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
←			→		
「仮徴収」 前年度2月分と同じ保険料を納めます。			「本徴収」 確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を納めます。		

#### ②普通徴収

年金額が年額18万円未満の人や、次に該当する人は、町が送付する納付書で、指定の金融機関や口座振替などで納めます。

- 年度の途中で65歳になったとき
- 所得段階の区分が変更になったとき
- 他の市町村から転入したとき
- 年金の現況届の提出が遅れたとき など

### 【問い合わせ】

住民福祉課 保健福祉班 介護保険係  
☎0893(44)2111